



2022年3月10日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社  
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO  
仲井 嘉浩  
(コード番号 1928 東証・名証 市場第一部)  
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号  
問い合わせ先  
責任者役職名 執行役員 IR部長  
氏 名 吉田 篤史  
代表TEL 06-6440-3111

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、2022年4月26日開催予定の当社第71回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを変更し、電子提供措置等の規定(変更案第16条)とするものです。
- (2) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであり、変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と <u>みなし提供</u> ) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき</u>	(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u>

<p><u>事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>附則</u>  <u>第1条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずる。</u>  <u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第16条はなお効力を有する。</u>  <u>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 2022年4月26日

(2) 定款変更の効力発生日 2022年4月26日

(注)上記の内容につきましては、2022年4月26日開催予定の当社第71回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上